

外国法人等の事務所・営業所を基礎とする一般管轄説に対する業務関連管轄説の批判は説得的ではない。しかし、立法提案では事務所一般管轄を否定し、業務関連管轄が採用されている。

もともと一国の国際裁判管轄は、個々の裁判管轄規定の総和として存在するのであって、過剰管轄と評価される管轄原因でさえその一部となり、全体として漏れのない編み目になっていると考えられる。したがって、国家は条約を締結して関係する当事者や国家相互の利害を調整するシステムに加入しない限り、自らの裁判権行使の範囲を自主的に縮減しないのが通常である。

他方で、日本が進んで事務所一般管轄を否定し、業務関連管轄を採用したとしても、全体として日本の国際裁判管轄に穴があかないように自己調整できれば、システムとしての国際裁判管轄の機能は損なわれることはないともいえる。

具体的な裁判例からは、義務履行地管轄および営業所の業務関連管轄が事務所一般管轄の代替的管轄として機能する可能性が高いことがわかる。外国法人等が日本に代理店や子会社や関連会社を設け、これらの事業拠点のネットワークを統括することで利益を得ている場合には、個々の事業拠点の法人格の相違にかかわらず、これらを外国法人等の事務所・営業所と解して国際裁判管轄の根拠としてもよい。また、継続的事業(*doing business*)を基礎とする管轄も、事務所一般管轄の代替機能を有すると考えられる。

一般管轄との関係では、判例上の特段の事情論は被告の住所地管轄を当然の前提としていることに注意すべきである。したがって、判例理論の延長で立法する場合には、被告の住所地管轄を特段の事情論で否定することのないように規定すべきなのである。特段の事情論の適用範囲を限定しないと、管轄の安定性を損なうおそれがあるからである。

特に改正民訴法案のように二重機能説を採用しないで立法するときには、住所や義務履行地などの様々な管轄原因が、国内土地管轄規定と国際裁判管轄規定にそれぞれ定められることになり、利用者にとって国際裁判管轄ルールを発見するのは容易ではない。もっと深刻なのは、特段の事情論の機能まで変質してしまうことである(図1参照)。特段の事情論は、国際裁判管轄ルールとしてふさわしくないような国内土地管轄規定を修正して事後的に適切なルールを設定する機能を有しているが、あらたな改正民訴法案三条の九の「特別の事情」には、事前に設定された国際裁判管轄規定そのものを修正するより強い機能を付与することになってしまう。

「訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合」にも、特別の事情があると認めるときは裁判所に訴えを却下することができる権能を与えるというのは、米国の

フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理を導入するのと変わらない。むしろ米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理のほうが、裁判所による裁判権行使の権限を留保しながら、条件付却下の制度などを利用して代替的法廷地における被告の訴訟行為をコントロールできる点で、管轄法制として優れているとさえいえる。

改正民訴法案三条の九の「特別の事情」による一般条項は、①被告の住所地管轄が認められる場合には適用しないこと、および②真にやむを得ないような特別の事情がある場合にのみ「伝家の宝刀」として発動できるように解釈すべきである。

図 1

従来の特段の事情論

国内土地管轄規定→裁判籍あり→特段の事情あり＝国際裁判管轄否定

改正民訴法案三条の九

国際裁判管轄規定→国際裁判管轄あり→特別の事情あり＝国際裁判管轄否定